

令和 8 年度
第 4 回
宮崎地方最低賃金審議会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和 8 年 9 月 10 日 (木) 午前 10 時 30 分～
開催場所 宮崎合同庁舎 2 階 共用大会議室

会 次 第

- 1 異議申出に関する審議について
- 2 検討小委員会報告について
- 3 その他

1 異議申出に関する審議について

2 検討小委員会報告について

3 その他

令和 8 年度
第 4 回
宮崎地方最低賃金審議会資料

宮 崎 労 働 局

令和8年度
第4回
宮崎地方最低賃金審議会資料目次

1	2026年度特定（産業別）最低賃金改正の申出について……………	1
2	改正申出に関する要件審査結果……………	3
3	宮崎県特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）……………	4
4	検討小委員会報告（特定最低賃金改正の必要性の有無について）……………	5
5	異議の申出書（宮崎県労働組合総連合）……………	7

連合宮崎発第2026-204号
2026年 7月13日

宮崎労働局長
吉越 正幸 様

日本労働組合総
宮崎県連合会（連
会 長 吉

2026年度特定（産業別）最低賃金改正について

労働行政推進のため、日夜ご奮闘の貴職に対し心から敬意を表します。

さて、下記の特定制（産業別）最低賃金について、金額改正の申し出を行いますので、審議をよろしくお願いいたします。

記

1. 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金
（1）申 出 者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長（委員長） 土 居 和 也
2. 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（1）申 出 者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会代表 松 岡 敏 博
3. 宮崎県各種商品小売業最低賃金
（1）申 出 者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事 沖 慎 司
4. 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
（1）申 出 者 日本食品関連産業労働組合総連合会
宮崎地区協議会議長 大 坪 浩 一 郎



以 上

2026年度 賃金格差疎明資料について

資料の作成に当たっては、地域、産業分類、企業間の賃金比較ができる資料として賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計地方調査を参考資料とし、申し出4業種に対応した産業中分類での統計がないため、産業大分類での下記資料を賃金格差疎明資料として提出します。

(1) 産業・規模別賃金格差〔きまって支給する給与〕

	調査産業計	建設業	製造業	卸売業・小売業	サービス業
30人以上 (A)	271,992	316,485	273,472	200,305	199,785
5人以下 (B)	249,440	341,267	264,716	205,270	197,743
格差 (B/A)	91.7	107.8	96.8	102.5	99.0

資料出所：「みやざきの賃金・労働時間・雇用の動き：産業別に見た賃金の動き」宮崎県（令和8年4月分）

(2) 九州各県・産業分類別賃金〔きまって支給する給与〕＊事業所規模30人以上

県名	調査産業計	建設業	製造業	卸売業・小売業	サービス業
福岡	280,949	368,778	311,040	234,794	198,227
佐賀	253,931	319,523	276,348	191,512	184,259
長崎	255,566	329,834	285,288	173,854	200,756
熊本	266,924	352,382	318,670	196,174	195,652
大分	271,029	345,511	300,017	200,527	184,291
宮崎	247,647	298,137	258,821	171,815	162,944
鹿児島	266,251	348,357	262,216	191,589	196,088
沖縄	235,625	291,397	231,754	178,416	177,910

資料出所：厚生労働省政策統括官「毎月勤労統計調査年報-地方調査-」第13表（令和6年平均）

(3) 産業・規模別賃金格差〔きまって支給する給与〕

男性労働者

(千円)

	調査産業計	建設業	製造業	食料品製造業	卸売業・小売業	サービス業
企業規模計	316.2	323.5	309.8	280.7	309.9	266.5
(A=100%)	100	100	100	100	100	100
1000人以上(B)	375.2	449.9	394.7	-	328.6	362.2
(B/A)	118.7	139.1	127.4	-	106.0	135.9
100~999人(C)	318.9	339.8	314.5	284.2	310.1	234.4
(C/A)	100.9	105.0	101.5	101.2	100.1	88.0
10~99人(D)	288.4	301.2	262.5	272.0	295.5	275.2
(D/A)	91.2	93.1	84.7	96.9	95.4	103.3

女性労働者

(千円)

	調査産業計	建設業	製造業	食料品製造業	卸売業・小売業	サービス業
企業規模計	238.7	237.9	202.4	195.5	214.7	205.1
(A=100%)	100	100	100	100	100	100
1000人以上(B)	261.4	-	231.9	-	225.1	226.3
(B/A)	109.5	-	114.6	-	104.8	110.3
100~999人(C)	241.3	261.6	215.0	199.6	210.9	198.0
(C/A)	101.1	110.0	106.2	102.1	98.2	96.5
10~99人(D)	228.6	229.1	184.7	188.6	205.3	206.2
(D/A)	95.8	96.3	91.3	96.5	95.6	100.5

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」第1表（令和6年6月分）宮崎県

令和8年度特定最低賃金改正申出に関する要件審査結果

令和8年8月5日

名 称	申出年月日	申 出 者	適用 労働者数 〔A〕	合意のあった労働者数				比率	審査結果	申出内容 参考協約額
				労働協 約・労使 協定等	機関決定	合意署名	合計 〔B〕			
宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金 協	令和8年7月13日	自動車総連宮崎地方協議会 販売部門連絡会 議長（委員長）	人 2,687 (167)	人 920 (52)	人		人 920 (52)	34.2%	適	金額改正 1,100円
宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 公	令和8年7月13日	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 宮崎地域懇談会 代表	人 7,127 (78)	人 379 (2)	人 2,824 (9)		人 3,203 (11)	44.9%	適	金額改正 1,174円
宮崎県各種商品小売業最低賃金 協	令和8年7月13日	宮崎県小売産業別最賃労組連絡会 代表幹事	人 4,597 (82)	人 2,123 (1)	人		人 2,123 (1)	46.2%	適	金額改正 1,075円
宮崎県部分肉・冷凍肉・肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金 公	令和8年7月13日	日本食品関連産業労働組合総連合会 宮崎地区協議会 議長	人 2,876 (59)	人 280 (1)	人 1,022 (3)		人 1,302 (4)	45.3%	適	金額改正 1,110円

※（ ）内は事業所数または労組数



宮崎労発基 0805 第 1 号
令和 8 年 8 月 5 日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 橋口 剛和 殿

宮崎労働局長 吉越 正幸

宮崎県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 8 年 7 月 13 日付けをもって申出代表者 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 吉岡英明会長から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

- 1 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 5 号）

申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長（委員長）

- 2 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 3 号）

申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会 代表

- 3 宮崎県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 4 号）

申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事

- 4 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 2 号）

申出者 日本食品関連産業労働組合総連合会
宮崎地区協議会 議長

令和 8 年 9 月 10 日

宮崎地方最低賃金審議会

会長 橋口 剛和 殿

宮崎地方最低賃金審議会

特定最低賃金検討小委員会

座長 古賀 修平

宮崎県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和 8 年 8 月 5 日宮崎地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等 2 回にわたり、慎重に審議を重ねた結果、下記の宮崎県特定（産業別）最低賃金について、全会一致に至らず、改正決定する必要性ありとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

- 1 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
- 2 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 宮崎県各種商品小売業最低賃金
- 4 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金

宮崎地方最低賃金審議会検討小委員会委員名簿

令和8年8月31日

区分	氏 名	現 職
公益 代表 委員	こが しゅうへい 古賀 修平	宮崎大学地域資源創成学部 准教授
	みやかわ かよこ 宮川 香代子	はるの法律事務所 弁護士
	もりべ よういちろう 森部 陽一郎	宮崎公立大学人文学部 教授
労働 者代 表委 員	かまだ まさひろ 鎌田 正洋	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長
	しらさき よういち 白崎 洋一	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 事務局長
	どい かずや 土居 和也	宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長
使用 者代 表委 員	きこう しげひさ 酒匂 重久	宮崎県商工会連合会 専務理事
	なかはら みつはる 中原 光晴	宮崎県商工会議所連合会 専務理事
	みやざき としなり 宮崎 敏也	宮崎県経営者協会 専務理事

各側五十音順

2026年9月7日

宮崎労働局長 吉越 正幸 様

宮崎地方最低賃金審議会会長 橋口 剛和 様

宮崎県労働組合

議長 江良

宮崎県最低賃金の改定に関する異議の申出書

貴職におかれましては、労働行政向上のため日々ご奮闘されておられますことに敬意を表します。

8月25日、宮崎地方最低賃金審議会は宮崎県の地域最低賃金の時間額を、これまでの1023円から62円引き上げ、1085円とするとの答申をおこないました。

長引く物価高騰で県民生活が厳しい情勢において、地域経済の活性化を促し、若年者の県外流出に歯止めをかけるため、中央最低賃金審議会が示した目安56円に6円をプラスするとの結論は極めて意義深い考えであると思います。また付帯決議において、中小企業の賃上げ・生産性向上の後押しの確実な実施、各種支援策の更なる拡充・強化、適正な価格転嫁実施の支援策、社会保険や税金の減免などの対策や、「年収の壁」問題対応の促進を求めている事は、評価はできます。

しかし、時間額62円の引き上げでは不足だと考えます。時給1085円で、ひと月150時間労働（令和7年の宮崎県の一般労働者の所定内労働時間平均）とした場合、月額162,750円、年額1,953,000円にしかありません。173.8時間で計算した場合でも、月額は188,573円。年額で2,262,876円です。そこから税金や社会保険料などの支払いがあります。物価高騰が続く中、この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの（労働基準法1条）」とはいいがたく、憲法25条で保障される「健康で文化的な最低限度の生活」を営むに値する金額とも到底言えません。

私たち宮崎県労連が行った宮崎県最低生計費試算調査では、この「健康で文化的な最低限度の生活」のために必要な金額は、月額284,182円（25歳单身男性）という結果が出ています。月150時間労働で、この月収を得るために必要な時給は1,895円です。1,085円では全く届いていません。

また、都市部との大きな格差も解消されていません。宮崎地方最低賃金審議会は目安に6円プラスし、格差解消をめざす考え方を示されました。この判断には敬意を表するものです。しかし、このままでは、東京は1,280円、宮崎は1,085円となり、依然195円の大きな格差となります。同じ仕事でも働く地域が違うだけで、最低賃金において時間額195円もの格差は、縮小しつつあるとはいえ、合理的なものとはとても言えません。高卒者の県内就職率が全国最低クラスにあり、10代・20代の県外流出も問題にな



っています。全国最低の賃金水準のままでは、県外流出に歯止めがかかりません。抜本的な格差解消が求められます。

円安や中国との関係悪化、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃で、食糧・原料・石油の価格は高騰しています。県民は余裕のない生活を強いられており、特に最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の暮らしは厳しさを増す一方です。最低賃金の見直しを年1回ではなく、少なくとも年2回、経済・景気の状態を見ながら行う事も必要と考えます。

以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 答中された時間額1,085円のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。
2. 物価が高騰している状況を鑑みて、常に最低賃金が適正な金額となるよう、最低賃金の改定を年1回ではなく、少なくとも年2回答申を行うようにしてください。

以上